

診療報酬改定について



-おくすりの話 vol.17- ■ 薬剤部 海谷 知里

新年度が始まりました。

今年度から診療報酬が改定されたことにより、医療業界では様々な場面で体制が見直されております。この改定に伴い、医薬品に関わる部分は何が改定されるのか、どんな体制が整うのか、患者様に影響してくる部分を一部ご紹介していこうと思います。

そもそも、診療報酬とは？

保険診療を行った際に発生する対価を言います。医療行為を行った医療従事者の技術料や薬剤費、医療材料費、検査費などが国の定めた規定に従い点数化され、1点=10円として算定されます。

かかりつけ薬局・薬剤師



患者様が、かかりつけ薬局・薬剤師を決めることによって、その薬局・薬剤師は、患者様の服薬状況を一元的・継続的に把握した上でお薬の管理を行う業務に対し、“かかりつけ薬剤師の薬学管理料”として評価されるようになりました。つまり、患者様が一定期間内で複数の医療機関にかかれた場合に、かかりつけの薬局・薬剤師を決めていれば、各医療機関での処方に重複はないか、飲み合わせに問題はないか、などの情報を一括して管理でき、厳しい目で薬学的に確認を行うことで、患者様にとって安全な薬剤が投与され、質の高い医療が提供できることにつながります。

もちろん、複数の医療機関にかかっていない場合でも、かかりつけ薬局・薬剤師を決めていれば、患者様の体調を継続して把握できるので、その把握が正しい薬剤の投与量や投与方法、投与期間などの判断につながります。これは、一括して患者様の情報を管理できる、かかりつけ薬局・薬剤師ならではの強みで、今年度の改定における目的である「地域で暮らす国民を中心とした、質が高く効率的な医療の実現」を見据えた体制となります。



お薬手帳を持っていると得すること

お薬手帳を持っていると、服薬情報がすぐに確認でき、また、患者様にとっても我々医療従事者にとっても薬の管理をしやすいことが患者様のメリットにつながるとともに、お財布にもうれしい情報があります。これまでは、いわゆるお薬の管理料にあたる料金が、お薬手帳を持っていない方が自己負担額にして20円程安くなっていました（自己負担3割の場合）。しかし、今年度の診療報酬改定により、お薬の管理料が自己負担額にして約150円かかるのですが、お薬手帳を持参していれば自己負担額で約110円に抑えられ40円程得するのです。6か月以内に同じ薬局で調剤した場合に限りますが、薬の管理をしやすいためにも、お財布のためにも、一度お薬手帳をご検討してみたいかがでしょう。



残薬の整理も薬学的管理に含まれます

処方された薬剤が家にたくさん余っていることはありませんか？余った薬剤をそのままにしておくと、どンドン数が増えていくばかりで、どの薬を飲めばいいのか混乱のもとになりかねません。その残薬を整理すれば、お薬代が多少節約されることにもつながるでしょう。残薬を整理することも、保険薬局・薬剤師による立派なお薬管理で、今回の診療報酬改定で新たに評価されるようになりました。残薬を整理して、朝・昼・夜の薬ごとにパック詰めする一包化と呼ばれる作業を行ったり、お薬カレンダーを作ったりすることで、お薬を飲みやすくする工夫をしてくれます。残薬の整理に困れば、薬局・薬剤師に相談してみてください。



最後に

今回お話したことは、今年度の診療報酬改定でお薬に関する部分の一部をご紹介しました。厚生労働省のホームページなどに他にも変更になった点が詳細に紹介されていますので、一度ご覧になってみてください。また、ご不明な点は直接薬剤師にご相談いただいても構いません。